

住民基本台帳に関する事務 全項目評価書（案）

用語説明

行	用語	解説
あ		
	アクセスログ	データを参照したり更新したりする等、システムへの接続状況を記録した情報のこと。
	安全管理措置	マイナンバー事務において、個人番号（死者のものも含む。）及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報等の管理のために講ずる措置
か		
	基礎項目評価書	特定個人情報保護評価書のうち、最も基本的な項目（事務の概要、システム・特定個人情報ファイルの名称、しきい値判断、リスク対策等）から構成される評価書
	既存住民基本台帳システム（既存住基システム）	市町村の住民基本台帳事務のためのデータベース化されたシステム。団体内統合宛名システム（宛名管理システム）との情報連携や市町村CSを通じた住民基本台帳ネットワークとの情報連携を行う。
	基本4情報	住民票の記載事項のうち氏名、生年月日、性別、住所の4つで、これらの情報を市町村CSで保有している。
	個人番号	住民票を有する全ての人に付番される、12桁の番号のことで、いわゆるマイナンバーと同義
さ		
	しきい値判断	「対象人数」、「取扱者数」及び「特定個人情報に関する重大事故の発生の有無」の3つの観点に基づき、実施すべき特定個人情報保護評価の種類を判断すること。
	システム用ファイル	与えられた処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子的機器の組織で使用するための特定個人情報ファイル
	市町村CS	既存住基システムと住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡しをするためのコミュニケーションサーバ（CS）のこと。この端末を用いて、全国の個人番号を含む本人確認情報を確認することができる。 住民基本台帳事務において使用する特定個人情報ファイルのうち、「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」を管理している。

行	用語	解説
	住基法第7条に掲げる事項	住民票の記載事項のこと。現在は個人番号も含まれている。
	重大事故	評価実施機関が法令に基づく安全管理措置義務を負う個人情報 を漏えい、滅失又は既存した場合であって、故意による又は 当該個人情報の本人（個人情報によって識別される特定の 個人であって、当該評価実施機関の従業者を除く。）の数が 101人以上のもの（配送事故等のうち、当該評価実施機関 の責めに帰さない事由によるものを除く。）
	重点項目評価書	しきい値判断の結果により作成が義務付けられるもので、基 礎項目評価書よりも詳細な重点項目（システム・特定個人情 報ファイルの概要、リスク対策等）の詳細な内容を含む評価 書
	住民基本台帳ネットワーク システム	各行政機関等の域を越えた住民基本台帳事務を行うため、平 成14年に設置された全国的なネットワークシステムのこと。 全国サーバー、都道府県サーバー、市町村CSから構成され る。
	住民基本台帳ファイル	区域内の全住民に係る住民基本台帳法第7条各号に定められ た事項が記載されているシステム用ファイル
	住民記録管理システム	住民基本台帳、国民健康保険、税情報等のデータベースを含 むパッケージシステム
	住民票関係情報	住民票の記載事項のうち、世帯情報のこと。
	住民票コード	住民票に住民ごとに記載される番号。住基ネット上で、日本 の住民を一意に特定するために用いられる。個人番号の変換 元としても用いられる。
	重要な変更	事務の概要やリスク対策等、規則第11条に規定する特定個 人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大き い変更として指針で定めるもの
	情報照会	番号法や条例、規則等の規定に基づき、同一機関内の他の事 務実施主体や他の実施機関等へ特定個人情報の提供を求める こと。
	情報提供	番号法や条例、規則等の規定に基づき、同一機関内の他の事 務実施主体や他の実施機関等からの特定個人情報の提供の求 めに応じること。

行	用語	解説
	情報提供ネットワークシステム	総務省が所管するシステムで、情報提供者又は情報照会者からの求めに対し、連携の中継を行う。個人番号を直接ネットワーク上でやり取りするのではなく、“符号”をやり取りすることで、セキュリティの高い通信を実現する。各行政機関等の中間サーバーとの接続により運用される。
	情報連携	行政機関の長等の間で行われる情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会及び情報提供
	全項目評価書	しきい値判断の結果により作成が義務付けられるもので、重点項目評価書よりも詳細な全ての項目（特定個人情報ファイルの概要、リスク対策等の最も詳細な内容）を含む評価書評価に当たっては、住民等からの意見聴取（パブリックコメント）、第三者点検を経てから個人情報保護委員会へ提出し、公表する。評価に関する規則により、公表から5年を経過する前の評価の再実施が努力義務として課せられている。
	送付先情報ファイル	既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、機構へ提供するためのシステム用ファイル
	その他の電子ファイル	電子計算機で取り扱われる特定個人情報ファイルであって、システム用ファイル以外のもの
た		
	団体内統合宛名システム（宛名管理システム）	自治体で保有している既存システムの個人・法人データについて、業務横断的に宛名、住所、所在地等の情報の保持・管理を行うシステムのこと。
	団体内統合宛名番号	団体内統合宛名システム上、個人や法人を識別するために付番されている番号のことで、個々の地方公共団体のみで使用される番号
	地方公共団体情報システム機構（機構）	地方公共団体情報システム機構法（平成25年法律第29号）に基づき設立された、地方公共団体が共同して運営する組織のこと。 2014年4月1日に設立され、マイナンバー、住民基本台帳ネットワークシステムなどに関する事務や、地方公共団体の情報システムに関する事務を実施する。 マイナンバーの関係では、マイナンバーの元になる番号を生成して市区町村に通知するという基幹的な役割を担うほか、市区町村の委任を受けて、個人番号通知書（5月24日までは通知カード）の送付や個人番号カードの作成などを行う。略称はJ-LIS（ジェイリス）。

行	用語	解説
	中間サーバー	自治体は、保有しているシステムに個人情報データを保存・管理しており、情報の照会依頼があった場合に情報提供を行う。このとき提供される情報を保管し、情報提供ネットワークシステムと業務システムとの中継を行う機能を有するサーバー。
	統合端末	住基ネットCS端末の機能と公的個人認証サービスの受付窓口端末の機能を統合した端末。以前は端末が分かれて存在していたが、マイナンバー制度化で統合されたためこのように呼称される。
	特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報
	特定個人情報の移転	評価実施機関内において、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を当該事務以外で処理するものの使用に供すること (例) 墨田区区民部窓口課→墨田区福祉保健部生活福祉課
	特定個人情報の使用	特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を当該事務において用いること
	特定個人情報の提供	特定個人情報を評価実施機関以外の者に供与すること (例) 墨田区区民部窓口課→東京都
	特定個人情報の入手	特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報を、特定個人情報保護評価の対象となる事務において用いるために取得すること
	特定個人情報ファイル	特定個人情報を検索できるように体系的に構成した集合物のこと。
	特定個人情報保護評価	特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。
は		
	バッチ	一定量のデータを集め、まとめて一括処理を行う処理方式又は複数の手順からなる処理において、あらかじめ一連の手順を登録しておき、自動的に連続処理を行う処理方式
	番号制度	「社会保障・税番号制度」の略称。

行	用語	解説
	番号法	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」の一般呼称。マイナンバー法とも呼ばれる。
	番号法 別表第1	番号法において、マイナンバーを利用できる対象範囲（機関及び事務）を規定した表
	番号法 別表第2	番号法において、他機関との情報連携を行う対象範囲（情報照会者、情報提供者、特定個人情報の提供を必要とする事務、提供する特定個人情報）を規定した表
	本人確認情報	住民票の記載事項のうち、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報のこと。
	本人確認情報ファイル	区域内の全住民に係る住基ネットを通じた全国共通の本人確認を行うためのシステム用ファイル